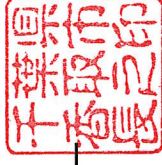


農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づき、
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年 8月 1日

香取市長 宇井 成一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大根地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年6月3日
3. 集落・地域の耕地面積
48ha
4. 地域の人と農地の現状
当地域は香取市の中央部に位置し、農地は水田と畑地が半分ずつである。
水田は、谷津田となっているが、昭和初期に耕地整理がされており、10a区画である。
畑地については、甘藷を基幹作物としている。
地域の農業従事者は、全体としては高齢化が進んでいるが、比較的若い農業者と後継者がいる。
5. 近い将来農地の出し手となる者の状況
個人 56世帯
6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 5経営体
集落営農 1組織
7. 6の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない
8. 今後の地域農業の在り方
今後は、人・農地プランに位置付けられた担い手を中心に、離農や経営規模を縮小する農家は、地域ぐるみで農地中間管理機構を活用し農地を集積・集約化し、地域農業の維持・発展に努める。